

主 文

原判決を破棄する。
被告人等を各科料五〇〇円に処する。
被告人等において、右科料を完納することができないときは、金二五〇
円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。
原審ならびに当審における訴訟費用中原審証人A、同B、同C、当審証
人Dに支給した分は、被告人等の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意及びこれに対する答弁は、北見区検察庁検察官事務取扱検事中村
直治作成名義の控訴趣意書及び被告人等が連名で提出した答弁書記載のとおりであ
るから、これを引用する。

控訴趣意第一点（法令適用の誤り）について。
本件公訴事実の要旨は、被告人等は、共謀のう え、所轄警察署長の許可を受けな
いで、昭和三三年三月二三日午後一時三二分頃から、同日午後二時五五分頃までの
間、北見市 a b 条 c d 丁目 E 時計店附近の道路上で、演説をして人寄せをしたもの
であるというにあつて、これに対する適条として、検察官は、道路交通取締法二六
条一項四号、二九条一号、同法施行令六九条一項、昭和二九年一月二七日北海道
公安委員会規則一三号同法施行細則二六条八号（以下道路交通取締法規と称す
る。）を掲記しているのである。しかるに原審は、右演説会の主催者を、証拠上確
定することは困難であるが、F党G地区委員会またはその下部組織である同党H市
委員会のいずれか的主催にかかるところであることは、動かしがたいところである
と認定したう え、右委員会のごとき政治団体すなわち法人格のない団体（以下団体と
称する。）主催のもとに、道路上において演説による人寄せ行為（以下街頭演説と
称する。）をする場合には、その団体の業務執行役員が、事前に所轄警察署長の許
可を受けなければならない義務を負うのであるから、無許可実施の場合は、その義
務に違反した団体の業務執行役員が処罰されるべきであつて、単に講師として演説
したにとどまる実行行為者というべき被告人等は、直接処罰の対象にはならない
として、被告人等に対し、無罪の言渡をしたことは、所論のとおりである。

〈要旨第一〉そこで、前記道路交通取締法規の法意を検討して、被告人等の刑責の
有無について考察することとする。思ふに、〈要旨第一〉うに、道路交通取締法規は、道路
における危険防止及びその他の交通の安全を図るため、道路において、物品を販売
し、または、演説その他の方法によつて人寄せをしようとするものは、法令の定め
る手続によつて、事前に所轄警察署長の許可を受けなければならない旨を定め、も
し無許可で、物品を販売したり、街頭演説等をしたものがあるときは、そのものを
処罰することを規定したものであつて、たとえ、その演説会が、団体の主催にかか
る場合であつても、無許可実施の情を知りながら、これに参加し、街頭演説を実行
したものは、その刑責を免れないものと解するのが相当である。けだし、道路使用
の許可申請義務者を特に明定し、その義務者以外の実行行為者については、刑責を
問わない趣旨が窺われる明文の存しない道路交通取締法規にあつては、その目的を
達成するためには、何人も法規を遵守しなければならない義務があり、これに違反
するものは、何人と雖も、処罰の対象となるものと解せられるからである。

されば、原審の見解のごとく、団体の業務執行役員のみが許可申請の義務を負
い、同役員を処罰することによつて、道路交通取締法規の所期する目的は充分に達
せられるから、そのう え街頭演説を実行したもののまで処罰する必要はなく、実行
行為者は、特別の明文がないかぎり、処罰できないものと制限的に解釈するのは、道
路交通取締法規の解釈を誤つたものといわざるを得ない。ところで、後記認定の
ごとく、本件街頭演説会は、団体であるF党G地区委員会が主催したものと解せられ
るのであるが、被告人等は、いずれも同地区委員会の業務執行役員であり、同委員
会が、無許可で本件街頭演説会を主催するものであることを熟知のう え、これに参
加し、街頭演説を行つたのであるから、前記法意に照らし、道路交通取締法規違反
の刑責を免れることはできないものというべきである。そうだとすると、原判決
は、道路交通取締法規の解釈適用を誤つたものというべく、その誤りが判決に影響
を及ぼすことは明らかである。論旨は理由があり、この点に関する答弁は理由が
ない。

控訴趣意第二点（事実誤認）について。

原判決は、本件街頭演説会的主催者が、前記F党G地区委員会またはその下部組
織である同党H市委員会のいずれかであることは動かしがたいところであるが、そ
のいずれであるかは、証拠上確定しがたい旨及び被告人等が、街頭演説会的主催者

たる団体の業務執行役員として、所轄警察署長に對する許可申請をなすべき義務を
負担していることも証明不十分で認めがたい旨判示していることは、所論のとおり
であり、被告人等は、本件街頭演説は、右H市委員会の主催によつて、行われ
たのであつて、同委員会の役員に就任していない被告人等は、許可申請をなす
義務はなく、従つて、何ら刑責はない旨主張するのである。被告人等の原審公判
よつて案ずるに、原審ならびに当審証人A、同Iの各供述、被告人等の原審公判
廷における各供述の一部、原審ならびに当審証人Dの供述の一部を総合考察する
と、被告人等は、いずれも右G地区委員会の委員であり、ことに被告人等は、同委
員会を兼ねているD等をも加えて、本件街頭演説会の開催に關する計画を協議、決
定したと及ぶ本件街頭演説会の宣伝用立看板には、右G地区委員会が主催者であ
る旨明記されていたことを認めることができるから、これらの事実を徴すれば、本
件街頭演説会は、右G地区委員会主催のもつと行われたものと認めざるを得な
かつて、その実施に當つて、右市委員会所属の黨員等が、中心となつて活動した
があつたとしても、右認定の妨げとなるものではない。右認定に反する被告人等
原審公判廷における各供述及び原審ならびに当審証人Dの供述は、たやすく信用
できないし、記録を調べても、右認定を覆すに足りない。故に原判決及び
は、この点において、事実を誤認したものといふべく、その誤りが判決に影響を
及ぼすことは明らかである。論旨は理由があり、この點に關する答弁は理由が
ない。

つぎに被告人等の爾余の答弁について判断を加える。
(一) 被告人等は、道路交通取締法規に、道路使用の許可申請の手續が定めら
れていること及び事前に許可を得ないで街頭演説をした場合の罰則の存すること
は、全く知らなかつたのであるから、本件刑責を負ういわれはない旨主張する
が、仮に知らなかつたとしても、右は法の不知に歸するものであつて、法の不知
は、刑法三八条三項によつて、犯意を阻却しないものと解すべきであるから、
この點に關する答弁も理由がない。

(二) 被告人等は、道路交通取締法規は、警察署長が、交通の安全確保に名を
かりて、街頭演説による表現の自由を、不当に制限する結果を招来するところ
から、憲法二一条に違反し、無効である旨主張する。憲法二一条の保障する表現
自由が、基本的人権として、尊重されなければならないことは、所論のとおり
までもないところであるが、これとて絶対無制限のものではなく、公共の福祉
に反しない限度においてのみ保障に値するものであることは、憲法一、二、三、
四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、
十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、
二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、
三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、
四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、
五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、
六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、
七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、
八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、
九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、
百の各條に示すように、立法が公共の福祉に反するや否やを判断するに當つては、
前記憲法の條規の示すように、自由権が立法その他の国政の上で、最大の尊重を
必要とせられ、かつ国民の不断の努力によつて保持されねばならないもので
あることに鑑み、極めて慎重であらねばならないこともまた多言を要しない
ところである。したがつて、法令において、特定制の行為につき、単なる届出
制を定めることは格別、そうでなく一般的に許可制を定め、これを事前に抑制
することは、前記憲法の規定の趣旨から見れば、原則としてこれを反するもの
として許<要旨第二>されないと解するのが相当である。しか
し、許可制をとつていても、表現の自由自体の制限を目的とするものと
<要旨第二>なく、公共の秩序を保持し、または公共の福祉が、著しく侵されること
を防止するため、一般的にこれを制限するのではなく、特定の場所または方法
につき、合理的かつ明確な基準のもとに、これにつき予め行政官庁の許可を受
けしめ、またはこれに届出をなさしめて、公共の安全を脅かす明らかな差
迫つた危険が予見される場合に限り、これを禁止することができる旨の規
定を設け、その結果表現の自由が反射的に或る程度の制約を受けることがあ
つても、それが合理的であるかぎり、これを以つて直ちに憲法の保障する国民
の自由を不当に制限するものと解すべきではない。けだし、国民は、憲法一
二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、
十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、
二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、
三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、
四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、
五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、
六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、
七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、
八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、
九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、
九十九、百の各條のために利用し、これを濫用してはならない責任を負うもの
であつて、国民は、自らの権利を主張し、自由を叫ぶに當つては、他の国民
の基本的人権を尊重し、これに對する不当な影響を最少限度に止むべきこと
を行動の限界とすべきである。

今本件につき、これを見るに、近時、道路上における交通事故の激増に伴い、
人的物的の損害著しく、ために、これらの事故を防止し、交通の安全を図る
ための適切な対策が、極めて緊要であること及び街頭演説は、時または場所、
方法の如何によつては、交通上著しい支障となり、公共の福祉を害する
ことは、周知の事実である。道路交通取締法規は、右の事情に鑑み道路に
おける危険防止及びその他の交通

の安全を図ることを目的として制定されたもので、この目的を達成するため、道路を使用する特定の行為につき、公共の安全を脅かす明白かつ差迫つた危険が予見される場合に限り、最少限度の制約を加える趣旨のもとに、合理的かつ明確な基準を示して、道路の使用制限を、警察行政に委ねたものであることは、右諸法規の内容を通過すれば、極めて明白である。されば、街頭演説のための道路使用を許可制度とし、無許可で使用した場合を処罰する道路交通取締法規が、直ちに、憲法二一条に違反する無効の法規であるということとはできない。被告人等の答弁は理由がない。

よつて、刑事訴訟法三九七条、三八二条、三八〇条に則つて、原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従つて、次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人等は、共謀のうえ、所轄警察署長の許可を受けないで、昭和三三年三月二三日午後一時三〇分頃から、同日午後三時頃までの間北見市としては、比較的繁華である同市 a b 条 c d 丁目 E 時計店附近の道路上において、こもごも時局問題に関する演説をし、少くとも五〇名を越える聴衆を集めて、人寄せをしたものである。

(証拠の標目)

一、 原審ならびに当審証人 A、同 I、同 K、同 L の各供述
一、 原審証人 B の供述
一、 被告人等の原審公判廷における右判示日時頃右判示の道路上で、時局問題に関する演説をしたことは相違ない旨の各供述

(法令の適用)

被告人等の判示所為は、各道路交通取締法二六条一項四号、二九条一号、同法施行令六九条一項、昭和二九年一二月二七日北海道公安委員会規則一三号、同法施行細則二六条八号、罰金等臨時措置法二条、刑法六〇条に該当するから、所定刑中料刑を選択し、その所定金額の範囲内で、被告人等を各科料五〇〇円に処し、被告人等において、右科料を完納することができないときは、刑法一八条に則り、金二五〇円を一日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。なお、刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条に則り、原審ならびに当審における訴訟費用中原審証人 A、同 B、同 C、当審証人片山富夫に支給した分は、被告人等の連帯負担とする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 豊川博雅 裁判官 雨村是夫 裁判官 中村義正)